

社会福祉法人水東福祉会役員等に対する報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 水東福祉会 の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等と言う。
- (2) 報酬とは、本法人の役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が業務を行うために旅行をしたときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額並びにその支給方法については、旅費規程に定める。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(兼務職員)

第6条 施設職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議会の承認を受けて行う。

付則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人水東福社会役員等に対する報酬及び費用弁償に関する規程により、出張する役員等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が出張した場合には旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費、日当、及び宿泊料とする。

1、交通費は次の表のとおり支給する。

交通費	金額
水俣市内	0円
水俣市外	実状に応じて7,000円を限度とする。
熊本県外	最も経済的な経路及び方法による実費

2、日当は、出張に要する日数1日につき、3,000円とする。

3、宿泊料は、一泊につき20,000円を限度とし、旅行のため現に要した宿泊日数によって計算する。

(旅費の請求手順)

第4条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費請求書を添付して支出命令者に提出しなければならない。

第5条 旅費は、出張命令期間終了後、通貨にて相当額を請求者に支払う。ただし、必要に応じて、出発前にその概算額を仮払いすることができる。この場合出張した役員等は帰任後、旅費等の精算をしなければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。